

2017年2月8日

大阪市教育委員会 教育長 山本晋次様

大阪市立●●中学校職員 松田幹雄

2017年2月3日付教育長通知（卒業式及び入学式の国旗掲揚・国歌斉唱について）
にかかわる質問

私は、昨年2月22日付で、大阪市職員基本条例43条第2項第3項に基づいて、「3回の同一職務命令違反で免職を規定した大阪市職員基本条例と一体で運用される大阪市国旗国歌条例と教育長通知、それに基づく職務命令」が不当だと考える理由を付して、「君が代」起立・斉唱職務命令の取り消しを申し出ました。教育委員会と当時の勤務校の学校長は、私の申出理由に対する見解も明らかにしないまま、私に対して、取り消さない旨を口頭で伝えただけでした。私は、私のこの申出の扱いにかかわる個人情報の開示請求を行ないました。その結果、受付・審査経過・結果のすべてについて記録がないことが明らかとなりました。私は、昨年、12月21日付で、「大阪市職員基本条例に基づく私の申出に対して、一切の記録を残さないこの扱いは重大な不正である」として大阪市公正職務審査委員会に是正を求めて公益通報を行いました。大阪市公正職務審査委員会からは、1月17日付で、大阪市教育委員会に対して、「業務の参考とされたい」との意見を付して、私の指摘を送付したとの連絡をもらっています。私が、昨年1月29日付の教育長通知に対して2月22日付の申出で不当性を訴えたことに対しては、いまだにきちんとした説明を受けていません。私は、大阪市教育委員会に対して、私の指摘に対する見解表明を求め続けています。

このような経過の中で、本年2月3日付で、大阪市教育委員会教育長より、昨年と同じ文面の「卒業式及び入学式における国旗掲揚・国歌斉唱について（通知）」が出されています。この通知は、校長にあてたものですが、この通知の指示に従って、卒業式・入学式の児童・生徒に対する指導が行われ、私たち教職員に対する職務命令が出されることから、私たちに直接かかわる指示といえます。そこで、以下、質問いたします。お答えをよろしくお願いいたします。

<質問内容>

1. 学習指導要領には、「君が代」の扱いや歌詞の意味の変遷についての記述はなく、「君が代」という歌についてどう指導すべきかということにかかわる記述はありません。「しっかりと国歌が斉唱できるよう指導する」とする教育長通知の指導内容とは、「国旗・国歌は大切」「日本の国歌は『君が代』」「国歌『君が代』をしっかりと歌おう」と呼びかけるもので、「君が代」の歌詞の意味や扱いの変遷等は伝える必要がないと理解していいですか。
2. 児童・生徒の「思想・良心の自由」にかかわる国歌「君が代」斉唱指導において、必要な情報を伝えず、教職員の強制された率先行為によって、尊重の態度・気持ちを刷り込もうとするこの通知の指示内容は子どもの権利条約に違反するものではないですか。